

個人保証の原則的廃止を求める会長声明

個人保証制度については、主たる債務者の破綻によって保証人の経済的破綻や自殺を招くなど、以前より問題視されている制度である。

しかし、日本の融資制度においては、金融機関が個人保証を求める傾向が強く、主債務者の破綻による保証人への過剰な責任追及によって多くの被害が生じている。

現在でも、保証人の責任を軽減させるために裁判上・裁判外を問わず様々な活動がなされているが、個人保証による被害の根絶のためには、法律上個人保証を廃止する方法以外にはなしえない。

平成25年6月13日の参議院本会議で民法の一部を改正する法律案が可決されるなど（衆議院の閉会により継続審議）の法改正に向けた動きがあるが、より徹底した個人保証の禁止を求めるため、下記意見を反映した改正を求める。

記

- 1 個人が保証人となる制度については原則的に廃止する。
- 2 例外的に個人が保証する場合については、現在の個人保証制度を直ちに廃止することによる社会的弊害が看過できないような例外的場合に限り許容することとし、以下の制度を設けること
 - ① 民法の規定する貸金等根保証契約の保証人の責任等（民法第465条の2ないし第465条の5）について、個人を保証人とする場合のすべての根保証契約を対象とすること。
 - ② 保証人の支払能力を超える保証を禁止すること
 - ③ 保証契約の要式行為化を徹底すること
 - ④ 債権者は、保証契約を締結する際に、保証人となろうとする者に対して、保証契約の内容のうち重要な事項についての説明義務、債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、同義務に違反した場合は、保証人が保証契約を取り消すことができること
 - ⑤ 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務者の履行状況を報告する義務を負うこと
 - ⑥ 保証後の保証債務の制限等の保証人保護の条項を設けること

以上

2013年（平成25年）12月2日

佐賀県弁護士会会長 桑原貴洋